

安平町住民投票条例

(逐条解说)

平成26年12月26日施行



安平町住民投票条例

(趣旨)

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号。以下「まちづくり基本条例」という。）第13条第4項の規定に基づき、住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項について定めるものとする。

【解説】

安平町まちづくり基本条例において、具体的な手続等については「別に条例で定める」とされていることから、この条例では、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものです。

なお、住民投票条例には「非常設型（個別型）」と「常設型」がありますが、安平町では「まちづくり基本条例」に基づき、請求要件を満たせばいつでも住民投票ができる「常設型」の住民投票条例とします。

*非常設型（個別型）

住民の賛否を問おうとする事案ごとに、その都度、議会の議決を経て、実施に必要な住民投票条例を制定するもの

*常設型

投票資格、投票方法など、住民投票の実施に必要なことをあらかじめ条例に定めておいて、請求要件を満たしていればいつでも住民投票が実施できるとするもの

(住民投票の対象)

第2条 まちづくり基本条例第13条第1項に規定する住民投票を実施することができる町に関わる重要事項とは、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項。ただし、町的意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の住民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【解説】

住民投票の対象とすることができる「町に関わる重要事項」を「住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するもの」と定めた上で、その性質上対象としないものを第1号から第5号までに列挙しています。

・第1号関係

国や道の権限に属する事項で町の権限が及ばないものについては、住民投票の対象から除外します。ただし、町の権限が及ばない事項であっても、町全体に重大な影響を及ぼす事案である場合に、国や道など権限を有する者に対して、町としての意思を明確にする上で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項については、対象とします。

「町の権限に属さない事項」とは、外交や国防等の国の専管事項、道立施設の設置等の道の専管事項、工場の建設等の民間企業の経営事項等に関する事項で、町が自ら実施主体となり得ないものをいいます。

・第2号関係

既に法令上で住民投票が規定されているものについては、この条例による住民投票制度ではなく、法令に基づく手続きにより投票を請求することができるため、対象から除きます。

法令で住民投票が規定されているものの具体例は、次のとおりです。

(具体例)。

- * 町議会の解散請求（地方自治法第76条）
- * 町議会議員の解職請求（地方自治法第80条）
- * 町長の解職請求（地方自治法第81条）
- * 合併協議会の設置（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）

・第3号関係

住民投票は、全ての住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の住民や地域に限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外します。

・第4号関係

町の組織編成や人事、予算の調整に関する事項のほか町の執行機関の内部事務処理については、地方自治法に定める町長の専決事項であり、住民投票になじまないため、対象から除きます。具体的には、次のものがあります。

(具体例)

- * 課の設置など組織再編
- * 職員の昇給又は降格
- * 通常の契約事務

なお、予算については、町長が総合的な判断の下に編成する予算の総体をいうものであって、予算化される個々の事務や事業は、他の各号に該当しない限り除外対象となりません。

・第5号関係

第1号から第4号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由が生じる可能性もあることから、概括的な項目を定めるものです。

これに該当するには、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する議会の議員及び町長の選挙権を有する者とする。

【解説】

住民投票の投票権を有する者は、本町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者としていることから、満20歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上、安平町に住所がある者が投票資格者となります。

- ・現状では、投票資格者名簿の調整など効率性を考えても、公職選挙法に準じて住民投票を実施するのが合理的であると考えます。
- ・投票資格者の年齢要件や永住外国人への拡大については、今後、公職選挙法の改正があったときに、見直すこととします。

(住民投票の請求及び発議)

第4条 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対し、書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、町長に対し、書面により住民投票を請求することができる。

4 町長は、自ら住民投票を発議することができる。

5 町長は、第1項の規定による住民からの請求（以下「住民請求」という。）若しくは第3項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、安平町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、住民投票に係る住民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならない。

【解 説】

この条は、住民投票の請求手続等について規定しています。

・第1項関係

住民請求の場合は、合併協議会設置請求に必要な署名数と同様、投票資格者総数の6分の1以上の署名等を添えて、その代表者から町長に書面により住民投票を請求することができます。

(例)

住民請求する場合は、安平町の平成25年9月2日の選挙人名簿登録者数（公職選挙法第22条第1項）は7,283人で、その6分の1の1,214人以上の署名が必要になります。

・第2項関係

住民投票の署名に関する手続等については、地方自治法の規定の例によることとしています。

・第3項関係

議会は、提案要件として、地方自治法第112条（議員の議案提出権）の規定と同じ議員定数の12分の1以上の賛成が必要で、さらに議決要件として、同法第116条（表決）の規定と同じ出席議員の過半数の賛成による議決を経て、町長に書面により住民投票を請求することができます。

・第4項関係

町長は、自らの意思で住民投票を発議することができるとしています。

・第5項関係

町長は、住民請求若しくは議会請求があったとき又は町長発議をしたときは、広く住民にその要旨を広報紙や町のホームページなどで公表することを規定しています。同時に事務を委任する安平町選挙管理委員会に通知します。

・第6項関係

町長は、住民又は議会から住民投票の請求があったときは、請求要件を満たしていれば、住民投票を実施しなければならないことを定めています。

(住民投票の形式)

第5条 前条に規定する住民請求、議会請求及び町長の発議（以下「住民請求等」という。）による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

【解 説】

住民投票は、住民の意思を明確にするため賛成か反対かを問う形式のものとして住民請求等されたものとしています。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【解説】

・第1項関係

まちづくり基本条例で「町長は、住民投票を実施することができる」と規定していることや、住民投票は、町政運営上の重要事項について住民の意思を把握するために実施するものであることから、町の代表者である町長の事務と位置付けます。

・第2項関係

住民投票に関する事務を効率的に行うとともに、住民投票の公正な実施を担保するため選挙管理委員会に委任することを定めています。

(投票資格者名簿の調製等)

第7条 選挙管理委員会は、住民投票に係る投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。

【解説】

・第1項関係

選挙管理委員会は、住民投票の投票権を有する者の名簿を作成することを規定しています。

・第2項関係

第3条で投票資格者を本町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者としていることから、投票資格者名簿として登録する内容が、選挙管理委員会で調整する選挙人名簿と実質的に変わらないことから、この選挙人名簿を投票資格者名簿として扱うことができることを規定しています。

(住民投票の期日)

第8条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により定めた投票日その他必要な事項を当該投票日の5日前までに告示しなければならない。

- 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に公職選挙法に基づく選挙が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければならない。

【解説】

・第1項関係

投票日は、通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲で設定するという理由は、投票の実施までの準備期間が必要であること、投票資格者に対する周知を十分に行う必要があること、投票日までの期間が長すぎると、投票への関心が薄れることが懸念されることから、こうした期間を設けます。

また、投票資格者には3カ月以上の住所要件があることから、一時的に投票資格者になることを目的とした転入を防ぐため、90日を超えない範囲で住民投票を実施する必要があります。

・第2項関係

投票日を定めた場合には、投票日の5日前までにその旨を告示することとしたものです（町議会の議員及び町長選挙と同じ）。

・第3項関係

住民投票を国政選挙や地方選挙と同日に実施した場合、例えば選挙で禁止されている戸別訪問が住民投票では自由であるため、戸別訪問が選挙運動か、住民投票の投票運動か区別がつきにくいなど、有権者の混乱が生ずることも考えられるため、投票日を変更できる規定を設けています。

また、「その他選挙管理委員会が必要があると認めるとき」とは、天災など避けることのできない事故により投票を行うことができないときをいいます。

・第4項関係

選挙管理委員会は、投票日を変更した場合は速やかに告示します。

（投票することができない者）

第9条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日当日（第12条の規定による投票にあつては、投票しようとする日）に投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【解 説】

・第1項関係

投票資格者名簿に登録されていない者は投票できません。

・第2項関係

投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に町外に転出している者などは投票することができません。

(投票の方法)

第10条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票資格者（以下「投票人」という。）は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

【解 説】

・第1項関係

住民投票は、国政選挙や地方選挙と同様に1人1票の秘密投票とします。秘密投票については、憲法第15条第4項で選挙における投票の秘密は、これを侵してはならないとされています。

・第2項関係

住民投票は、投票資格者本人が、投票用紙に「賛成」「反対」の選択肢が印刷されたいずれかの欄に○印をつけて投票します。

・第3項関係

心身の故障等により自書することができない人は、公職選挙法に基づく選挙と同様に代理投票することができます。

(投票所における投票)

第11条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

【解 説】

住民投票においても、公職選挙法と同様の手続きを規定しています。

(期日前投票等)

第12条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投

票又は不在者投票を行うことができる。

【解 説】

住民投票の投票日当日に投票所に行くことができない投票人のために、選挙同様に期日前投票又は不在者投票を行うことができることを定めています。

(無効投票)

第13条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

【解 説】

無効となる投票を例示的に列挙しているもので、公職選挙法第68条第1項に規定されている無効投票の内容に準じるものとなっています。

(情報の提供)

第14条 町長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。

2 町長は、前項に規定する情報の提供に際しては、中立性の保持に留意しなければならない。

【解 説】

・第1項関係

情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものであり、住民が理解しやすいように整理し、情報提供を行う必要があります。

・第2項関係

住民投票の執行者である町長は、情報提供の内容が賛否いずれかに偏ったものとならないよう、中立性に十分配慮して情報提供することを定めています。

(投票運動)

第15条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等住民の

自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

【解 説】

- ・住民投票に付された事項に対する住民の理解を深めるとともに、住民の間で議論を活発にすることにより、住民投票に対する住民の関心を高めることが必要であることから、投票運動は原則自由とします。
- ・ただし、買収や強迫といった行為により、投票資格者の自由な意思を拘束するようなことや、投票資格者の投票行動を不当に干渉するようなことは行ってはならないことを定めています。
- ・住民投票は、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定は適用されません。
- ・なお、結果の尊重義務にとどまる諮問型の住民投票において、罰則まで設けるのは適当でないと考え、倫理規定にとどめています。

(投票結果の告示等)

第16条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに議会の議長に通知するとともに、住民請求による場合は、当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

【解 説】

- ・第1項関係
選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは直ちに告示し、同時に町長に報告します。
- ・第2項関係
町長は、選挙管理委員会から報告を受けたときは、その内容を直ちに議会の議長に通知するとともに、住民請求による場合には、その代表者に通知することとしています。

(投票結果の尊重)

第17条 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解 説】

- ・住民投票の結果については、まちづくり基本条例第13条第3項の規定により、住民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重して、最終的な決定をすることになります。

(再請求等の制限期間)

第18条 この条例による住民投票が実施された場合には、その結果が告示されてか

ら2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求等を行うことができないものとする。

【解説】

- ・住民投票の結果は、住民も含め議会や町長も尊重することになっており、また、よほどの状況の変化がない限り、一旦示された住民の総意が大きく変わるということは考えにくいことです。
- ・住民投票の結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするため、制限期間を2年間としたものです。

(投票及び開票)

第19条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

【解説】

住民投票の投票と開票については、選挙とほぼ同様であり、具体的手続等は公職選挙法等に準じて行うことを定めています。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

住民投票の具体的な手続等については、規則で定めます。

安平町住民投票条例（逐条解説）

平成26年12月26日施行

安平町役場総務課

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町95番地

TEL 0145-22-2511

E-mail soumu@town.abira.lg.jp